

## 公 告

次のとおり一般競争入札（郵送入札方式）に付します。

令和 6 年 3 月 4 日

豊橋市長 浅 井 由 崇

### 1. 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
- (2) 貸付物件

番号	施設名	所在地	貸付面積	設置台数	貸付区分
1	ポートインフォメーションセンター	神野ふ頭町 3 番地の 29	1.55 ㎡	1 台	建物

※ 貸付面積には、回収ボックスの設置面積を含む。

自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるため、申込前に設置場所の確認をすること。

- (3) 用途の指定  
仕様書の定めるところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

### 2. 入札参加資格

次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあつては、豊橋市内に本店、支店又は営業所を有し、豊橋市に「法人等の設立等異動申告書」の提出があること。個人にあつては、豊橋市内で事業を営んでいること。
- (3) 本公告の日から落札決定までの間に豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本公告の日から落札決定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本公告の日から過去 3 年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む）に自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有すること。
- (7) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

(愛知県税)

法人の場合：法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、  
自動車税種別割

個人の場合：個人事業税、自動車税種別割

(豊橋市税)

豊橋市市税条例（昭和 25 年条例第 25 号）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和 33 年条例第 10 号）に規定する国民健康保険  
税

### 3. 契約条項を示す場所及び入札説明書の配布期間等

契約条項は、入札説明書により示すものとし、入札説明書は、次の各号に掲げる期間及び方法により配布するものとする。

#### (1) 配布期間

本公告の日から令和 6 年 3 月 18 日（月）まで

#### (2) 入手方法

豊橋市ウェブサイトからダウンロード

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49311.htm>

### 4. 入札参加申込方法、受付期間及び提出先

#### (1) 申込方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。

#### (2) 受付期間

本公告の日から令和 6 年 3 月 11 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日及び休日を除く）

#### (3) 提出先

〒440-8075 豊橋市神野ふ頭町 3-2-9

豊橋市役所 みなと振興課

### 5. 入札書の提出方法、入札期間及び提出先

#### (1) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。

#### (2) 入札期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書の到達日から令和 6 年 3 月 18 日（月）までの

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日及び休日を除く）

(3) 提出先

〒440-8075 豊橋市神野ふ頭町 3-29

豊橋市役所 みなと振興課

6. 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 3 月 19 日（火）午前 10 時 00 分開始

(2) 場所

豊橋市神野ふ頭町 3-29

ポートインフォメーションセンター 2 階 みなと振興課

7. 入札保証金

免除

8. 契約書の作成の要否

要

9. 契約保証金

免除

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 豊橋市契約規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 39 条第 1 号から第 7 号に該当する入札
- (2) 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (3) 入札書の金額を訂正したもの
- (4) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (5) 担当職員の指示に従わなかった者のした入札

11. その他

契約書の内容をはじめとする契約条項の詳細については、入札説明書を確認のうえ、入札すること。

12. 本公告に関する問合せ先

豊橋市役所 みなと振興課 小松 電話 0532-34-3710